

平成29年度第3回有識者会議での財政推計に関わる発言内容に対する回答について

項 目	内 容
件名	アクションプランの中間見直しの反映について
所管課	企画課
発言者	田中座長
発言内容	アクションプランの見直しにより財政効果額は変わってくるので、反映させなければいけないこと。
町回答 (会議時)	会議時での町回答なし
確認事項	アクションプランの中間見直しの反映について
回 答	<p>中長期財政見通しについては、今後の財源不足額を明らかにし行財政改革や次期財源対策の検討のための基礎資料という位置づけとなります。</p> <p>推計にあたっては、各課等に対しては現行の行財政運営を行うことを前提として歳入は細節、歳出は節レベルで予算編成と同様の考え方で推計を依頼し、この際、現行の行財政改革アクションプランの取組みによる効果額（ふるさと納税の促進やごみ処理手数料の見直しによる歳入増、레이크アリーナの指定管理者制度〔利用料金制〕導入による歳出減）や平成28年度に策定した公共施設・再編整備計画の実施内容は、既に反映させているものです。</p> <p>今後の中間見直しにより算出される収支改善効果額は、行財政改革アクションプランの確定後、次期財源確保策を最終的に決定する際に反映させたいと考えております。</p>

平成29年度第3回有識者会議での財政推計に関わる発言内容に対する回答について

項 目	内 容
件名	アルバイト職員数の方針の反映について
所管課	財務課
発言者	田中座長
発言内容	職員数は現状維持という前提ですが、アルバイト職員数の方針があれば反映させる必要があること。
町回答 (会議時)	会議時での町回答なし
確認事項	アルバイト職員数の方針の反映について
回 答	<p>正規職員数については「定員管理計画」を定め、ここに掲げた方針に基づき対応しています。一方で、アルバイト職員については関係要綱に基づき、やむを得ず正規職員の職務を補助する場合など、必要に応じて雇用していますが、その雇用数に関する同様の計画は現状では特に定めておりません。今回の財政推計にあたっては、基本的には平成29年度の雇用数が継続することとしているものです。</p> <p>しかしながら、平成32年度以降、アルバイト職員の賃金が人件費に振り替えられ、その分人件費が増加することとなります。可能な限りの人件費抑制が求められている厳しい財政状況下にあって、「正規職員数は現状維持、アルバイト職員数の計画的な管理が無いまま人件費は増加する」という説明では、対外的に理解を得ることは困難であると認識しております。</p> <p>そこで今後は、アルバイト職員に関する制度改正を機に、課題を整理・検討したうえで、アルバイト職員のあり方や適切な雇用数などに関する計画や方針を定めていく必要があると考えています。</p>

平成29年度第3回有識者会議での財政推計に関わる発言内容に対する回答について

項 目	内 容
件名	国保財政運営の県移管による影響について
所管課	財務課
発言者	田中座長
発言内容	国保財政運営の県移管に伴った負担がどう影響するか明確でないこと。
町回答 (会議時)	会議時での町回答なし
確認事項	国保財政運営の県移管による影響について
回 答	<p>国民健康保険運営については、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の中心的な役割を担うこととなります。一方、市町村においてはこれまで同様、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保険事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなります。</p> <p>この制度改革により、給付費に必要な費用については、全額県から保険給付費等交付金として交付され、年度内にいくら給付費がかかったとしても、県が交付金を支払うこととなります。その代わりに市町村は、県に納付金を支払うこととなりますが、納付金は年度当初に支払額が確定しており、年度途中に変更されることはありませんので、納付金額が年度当初に確定していることにより、国民健康保険財政は安定することとなります。</p> <p>しかしながら、給付費の増減に応じて、翌年度の納付金で必要な調整がなされることとなること、また、これまでの国民健康保険運営の状況に鑑みながら中長期的に見た場合、当町における財政運営が好転する要因を見出すことは困難であることなどを踏まえ、財政負担はこれまでと同様の推移となると見込んでいます。</p>

平成29年度第3回有識者会議での財政推計に関わる発言内容に対する回答について

項 目	内 容
件名	公民館等の建替えと維持補修費の増加について
所管課	財務課
発言者	田中座長
発言内容	公民館や集会所等の公共施設について議論に上がりませんでした。建替えはほとんどないのか、また、維持補修費が若干増加していること。
町回答 (会議時)	会議時での町回答なし
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館等の建替予定の有無について ・ 平成30年度の維持補修費増加の要因について
回 答	<p>公共施設の改修更新の時期や具体的な取組内容などは「公共施設再編・整備計画」に掲げた整備スケジュール等を基本として、これを反映しています。主な取組としては、用途廃止した建物の解体や耐用年数を伸ばすような改修を行うことによる長寿命化などを予定しているものです。一部施設では現在、複合化（出張所、観光案内所、消防団詰所）へ向けた取組みを既に進めている中で、既存施設を解体した後に、これらを複合化した施設を新設する予定はありますが、公民館や集会所も含め、今回の財政推計期間（平成30～39年度の10年間）中に（現地）建替を見込んでいる施設はありません。</p> <p>また、平成30年度の維持補修費の増加の主な要因については、公共施設の老朽化に伴うものです。施設の修繕にかかる経常的経費が年々増加傾向であることに加え、事業費においても比較的規模の大きい、修繕的な内容の工事を複数施設（関所、総合体育館及び消防など）で実施する予定であることから、同年度の維持補修費については前年度と比較して約1億円程度の増加となっています。</p>

平成29年度第3回有識者会議での財政推計に関わる発言内容に対する回答について

項 目	内 容
件名	空き家問題の影響について
所管課	財務課
発言者	田中座長
発言内容	固定資産税の推計条件について、人口減少が進む中、例えば空き家に関わる固定資産税の扱いや空き家件数等は細かな条件でも積み上げれば若干数字が変わる可能性もあるため、どのような前提であるかを確認したい。
町回答 (会議時)	会議時での町回答なし
確認事項	空き家問題の影響について
回 答	<p>固定資産税の課税客体は、当該固定資産が、賦課期日（当該年度の初日の属する年の1月1日）現在において、固定資産として存在していること及び当該市町村に所在していることが必要であることから、特に空き家であることにより課税額が減額されることはないため、空き家件数などは意識していません。</p> <p>ただし、人口減により既存住宅地に空き家が目立つようになると、物件の取引事例の減少につながり、地価下落がさらに長引くことへの影響が懸念されます。</p>